

# 第39回永田町子ども未来会議 基礎資料（養護教諭関係）

令和4年6月  
文部科学省 初等中等教育局

## ◇養護教諭の職務について

### 〔法的根拠〕

- 児童生徒の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項 外)

### 〔職務内容〕

- 児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、心身の健康に問題を持つ児童生徒等の指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の増進に関する指導を行う。

### 〔職務の具体例〕

- ① 保健管理 …… 救急処置、健康診断、個人及び集団の健康問題の把握、疾病の予防と管理  
学校環境衛生の管理 等
- ② 保健教育 …… 保健指導(個別、集団)、教職員、保護者、地域住民等への啓発活動
- ③ 健康相談 …… 心身の健康問題への対応 等
- ④ 保健室経営 …… 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、保健室の設備備品管理 等
- ⑤ 保健組織活動 …… 学校保健委員会(※)の企画・運営への参画と実施、地域社会との連携 等

#### ※学校保健委員会

- ・学校における健康の課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織。
- ・様々な健康課題に対処するため、家庭、地域等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域を結ぶ組織として機能する。
- ・構成員は、校長や養護教諭、関係教職員をはじめ保護者や地域の保健関係者、児童生徒など。

参考：「学校保健の課題とその対応—令和2年度改訂—」（令和3年3月30日発行：日本学校保健会作成）

## ◇養護教諭の配置について

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、原則、必置。

(学校教育法第37条第1項、第49条、第49条の8、第69条第1項、第82条)

※学校教育法附則第7条の規定により、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校は、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

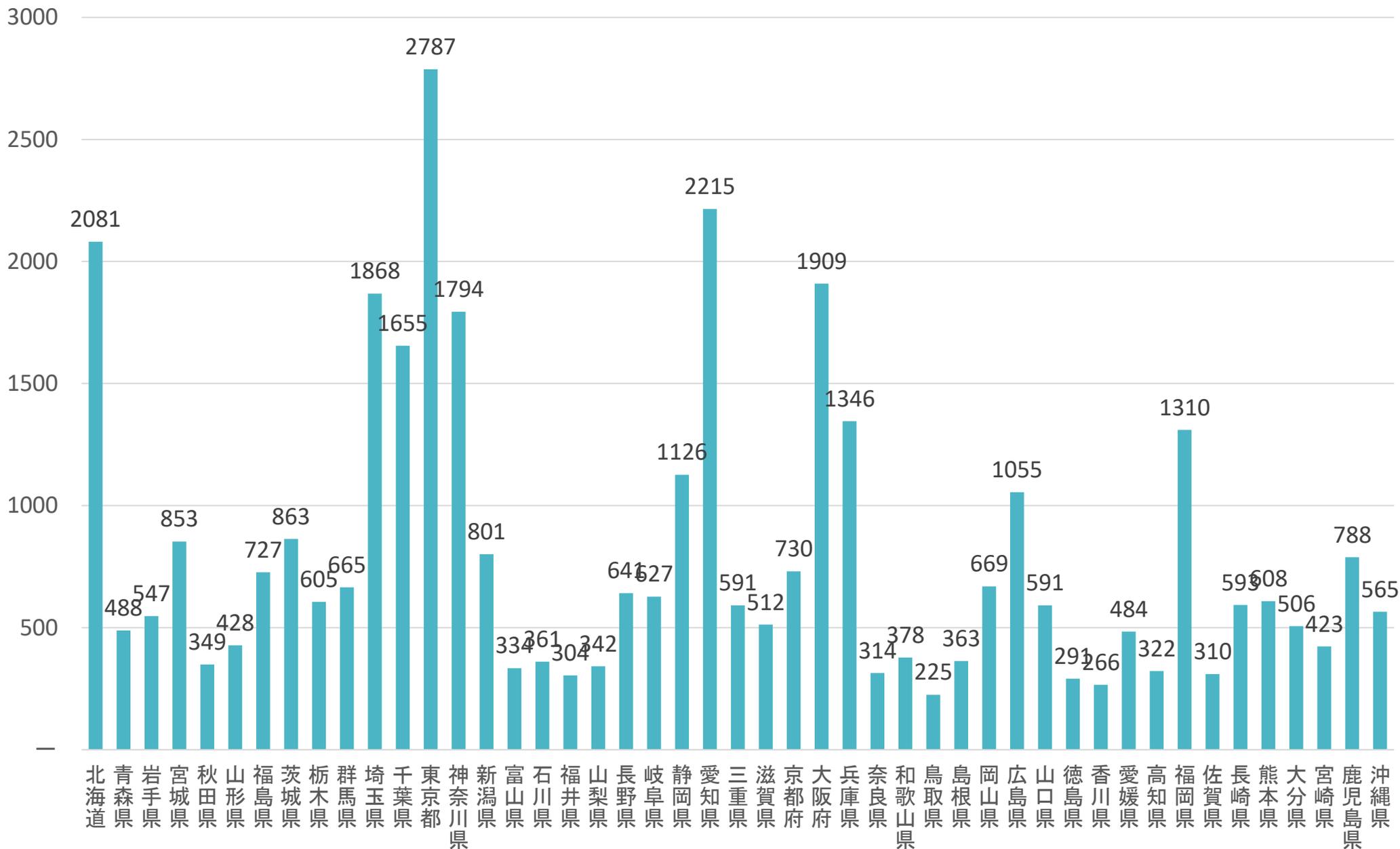
- 幼稚園及び高等学校においては、任意。(学校教育法第27条第2項、第60条第2項)

	本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A)
国 立	147	144	143	99.3
公 立	28,603	28,437	26,975	94.9
私 立	649	1,038	612	59.0
計	29,399	29,619	27,730	93.6

(※1) 出典: 令和3年度学校基本調査

(※2) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

# 都道府県別教員数(養護教諭)



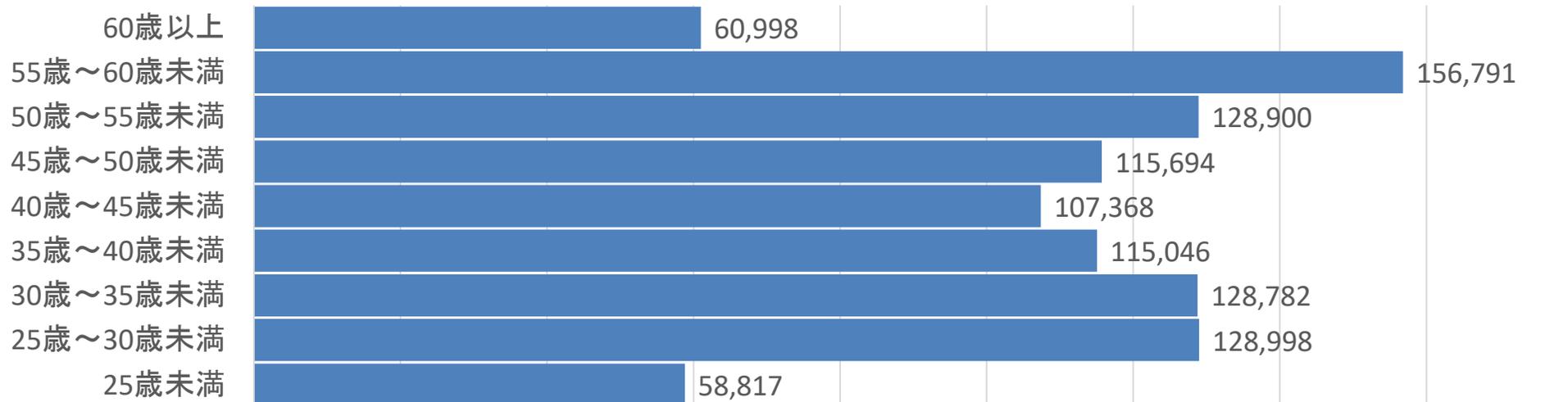
(※1) 出典：令和3年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

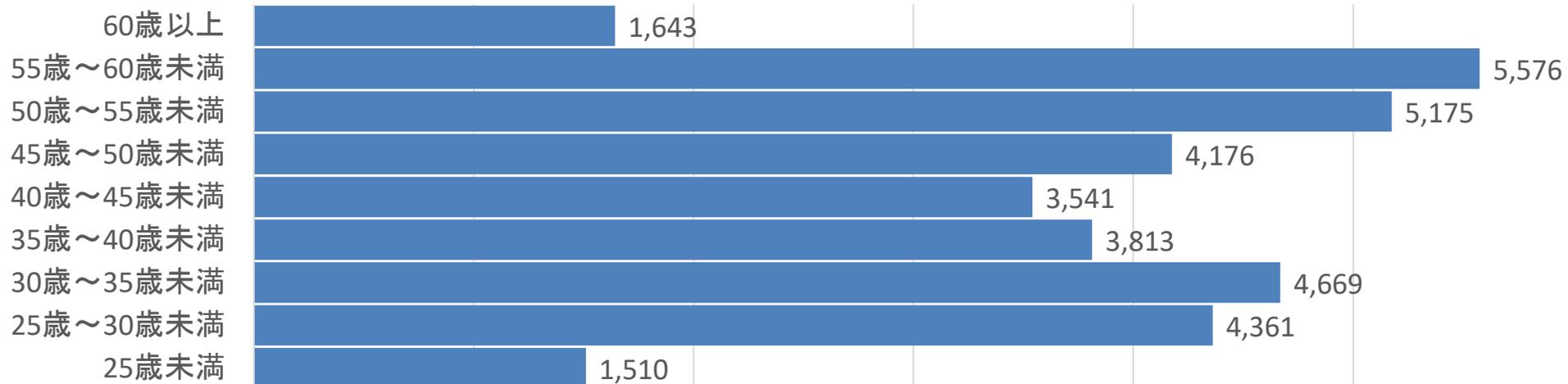
# 年齢別教員数

## 総計

※本務教員の合計（校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，講師，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭）



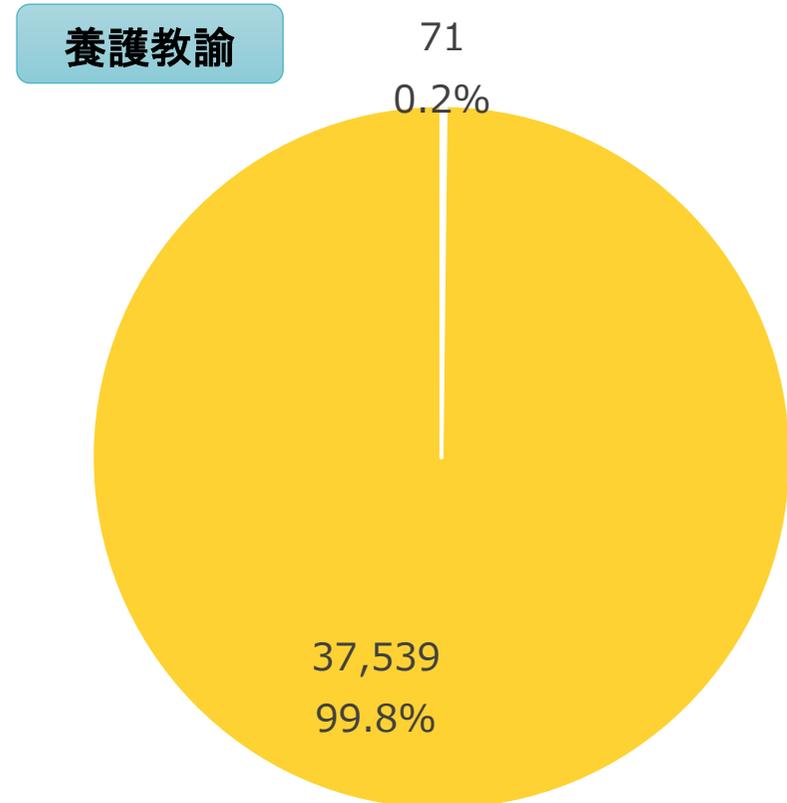
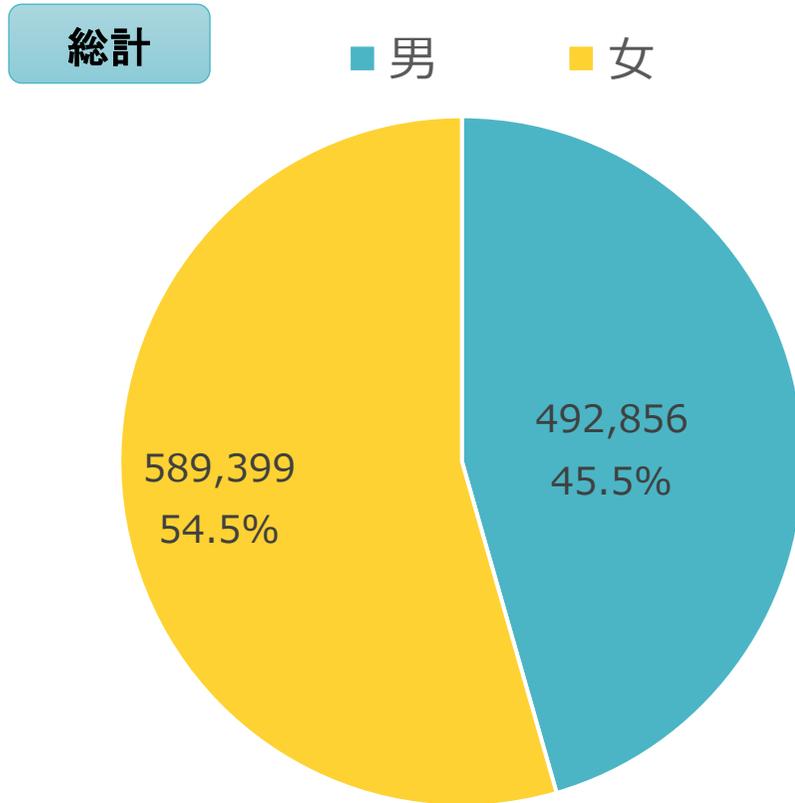
## 養護教諭



(※1) 出典：令和元年度学校教員統計調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の合計値

# 男女別教員数



(※1) 出典：令和3年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

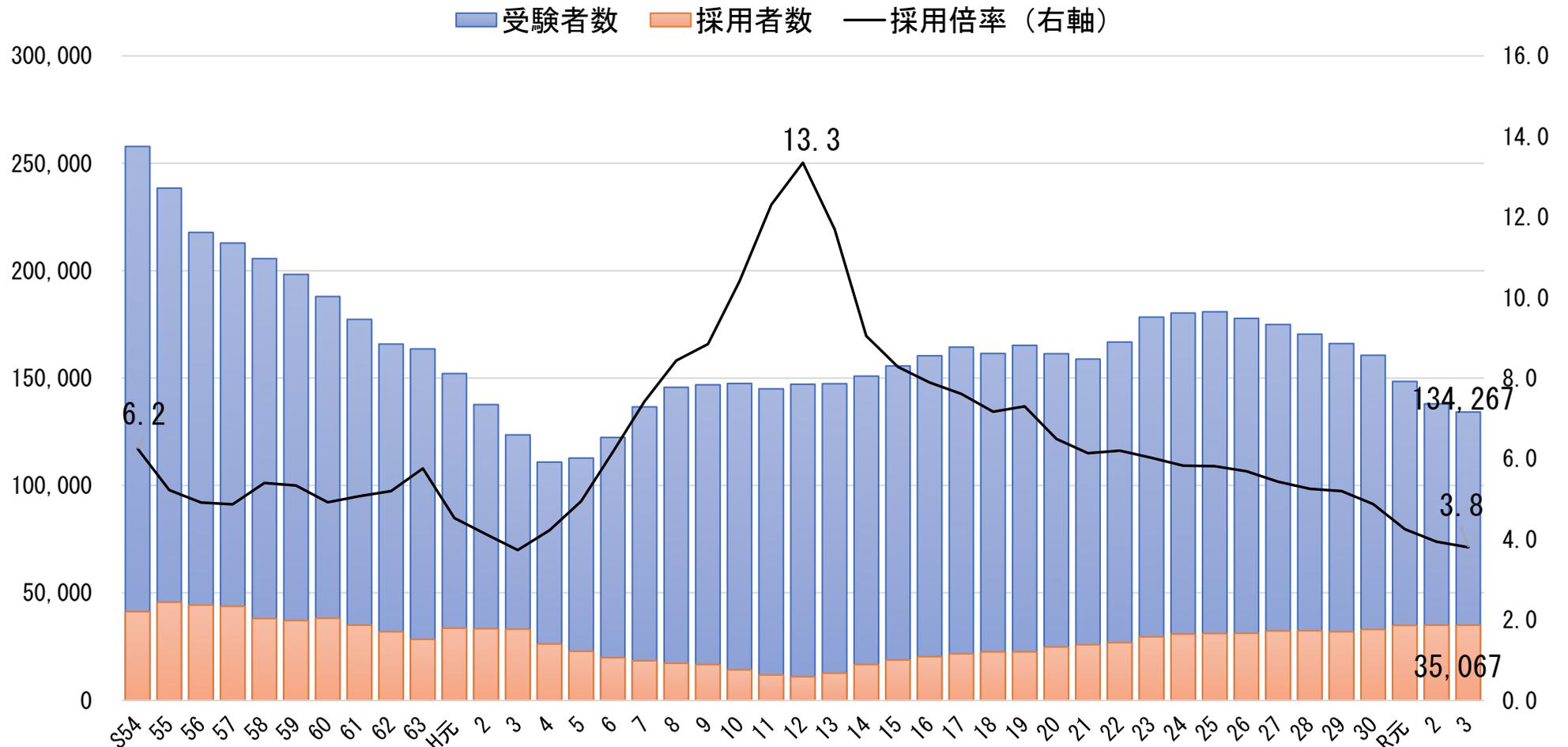
# 公立学校 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）

○全体の競争率（採用倍率）は、3.8倍で、前年度の4.0倍から減少

- ・採用者総数は、35,067人で、前年度に比較して192人増加
- ・受験者総数は、134,267人で、前年度に比較して3,775人減少

（注）「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

総計 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移



（出典）文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

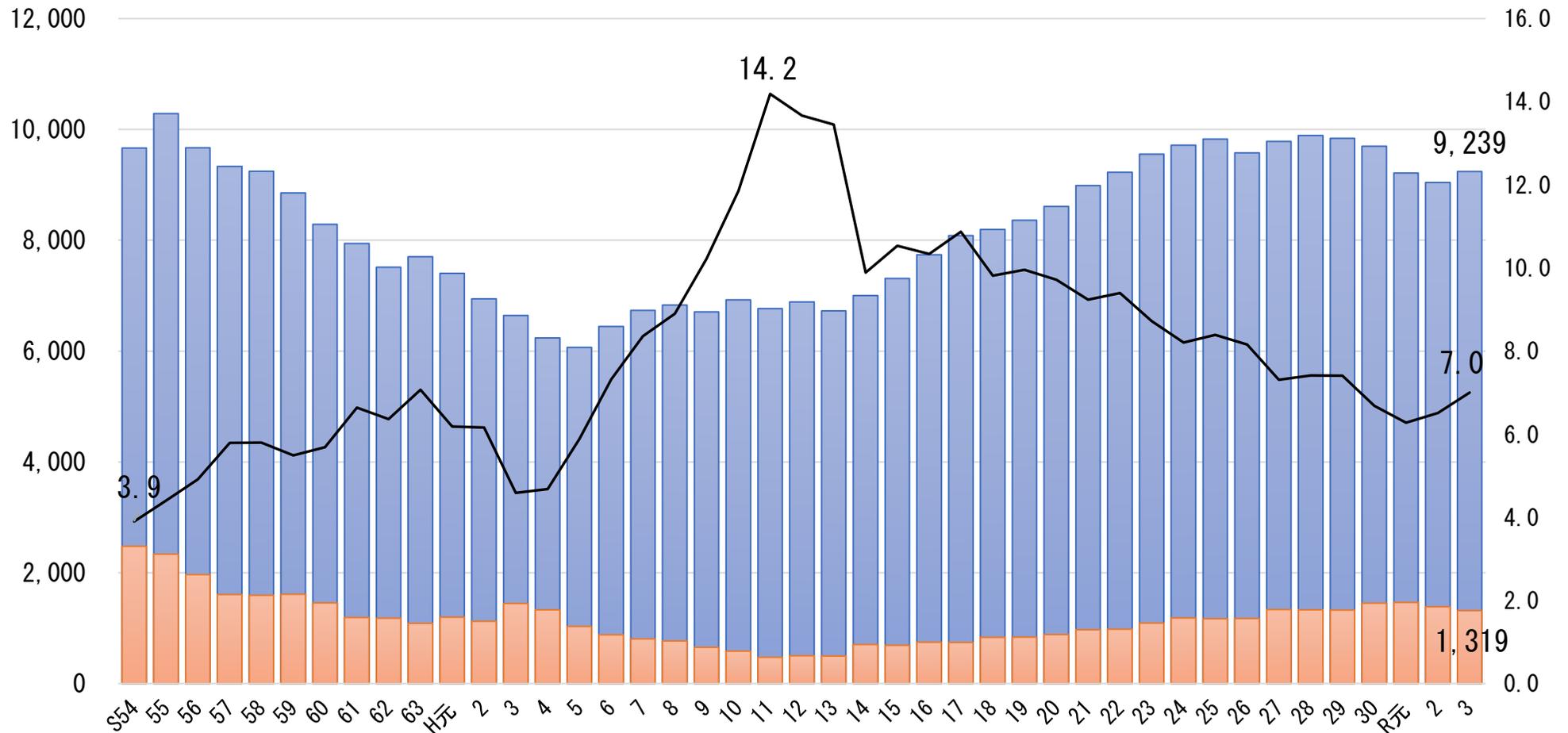
# 公立学校の養護教諭 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）

○養護教諭の競争率（採用倍率）は、7.0倍で、前年度の6.6倍から増加

- ・採用者数は、1,319人で、前年度に比較して61人減少
- ・受験者数は、9,239人で、前年度に比較して199人増加

養護教諭 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移

■ 受験者数 ■ 採用者数 — 採用倍率（右軸）



（出典）文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 養護教諭の教員定数の算定

## ①小中学校

### ○義務標準法

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 三学級以上の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
- 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の数と生徒の数が八百一人以上の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一を乗じて得た数
- 三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)が存しない市(特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数。



- 3学級以上の小学校及び中学校に各1人の養護教諭等の定数を措置。
- 児童の数が851人以上の小学校と生徒の数が801人以上の中学校に更に1人の養護教諭等の定数を措置。
- なお、医師の常駐する医療機関(病院又は診療所)のない市町村又は離島で、2学級以下の小学校又は中学校の存するものに1人の割合で、養護教諭等の定数を措置。

# 養護教諭の教員定数の算定

## ②高等学校

### ○高校標準法

第十条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八十一人から八百人までの全日制の課程の数と高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百二十一人から八百人までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数
- 二 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八百一人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数
- 三、四 (略)

- 収容定員81人以上の全日制課程及び121人以上の定時制課程に各1人の養護教諭等の定数を措置。
- 収容定員801人以上の全日制課程及び定時制課程に更に1人の養護教諭等の定数を措置。

## ③特別支援学校

### ○義務標準法

第十二条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に一(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、二)を乗じて得た数とする。

### ○高校標準法

第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数とする。

- 特別支援学校に各1人の養護教諭等の定数を措置。
- 児童生徒数61人以上の特別支援学校に更に1人の養護教諭等の定数を措置。

## 背景説明

近年、いじめ、貧困、虐待などに起因する心身の不調、感染症、アレルギー疾患、生活習慣の乱れ、薬物乱用、性の逸脱行動など健康課題が複雑・多様化する中、児童生徒等の保健指導・保健管理や、校内体制及び学校・家庭・地域の関係機関との連携・協働した適切な対応が一層求められ、その中核的役割を担う養護教諭の役割は、一層重要となっているが、養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の一人配置校においては、児童生徒等の健康課題に対し適切な対応が困難な状況となっている。

## 目的・目標

- 児童生徒等の健康課題に適切に対応するためには、
- 校内体制や学校、家庭、地域の関係機関等の連携・協働体制の構築が必要
  - 学校、家庭、地域と連携した学校保健活動を推進できる養護教諭の育成が必要

## 事業の概要

スクールヘルスリーダーの派遣  
(退職養護教諭)

経験豊富な退職養護教諭の活用

養護教諭未配置校・経験の浅い養護教諭配置校等

連絡協議会の開催

- ・指導内容の共通理解
- ・収集した現状・課題の検討

### <実施主体>

都道府県又は指定都市（67箇所）

### <補助率>

スクールヘルスリーダー派遣、  
連絡協議会の開催に係る経費の3分の1を補助



### 【派遣・指導の例】

健康相談の実施、健康課題への対応、校内研修の実施、学校保健委員会の運営、学校医と連携した感染症対策、性に関する指導を始め外部専門家とも連携した健康教育の実施、研修等による不在時の補充、等

成果、事業を実施して、  
期待される効果

学校、家庭、地域の連携・協働による子供の健康課題への対応の充実

# 教員業務支援員の配置

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

45億円  
39億円)



文部科学省

学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等のほか、必要に応じて消毒作業等を行い、教師を強力にサポート。教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、

## 教員業務支援員の配置を拡充【10,650人】

(スクール・サポート・スタッフ)

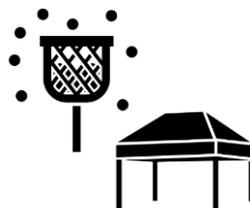
活用  
イメージ  
(例)



学習プリントや家庭への  
配布文書等の各種資料  
の印刷、配布準備



採点業務の補助や  
来客・電話対応



学校行事や式典等の  
準備補助



データの入力・集計や  
各種資料の整理



子供の健康観察の  
とりまとめや消毒作業

対象  
校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校  
中等教育学校（前期課程のみ）  
特別支援学校（小学部・中学部）

実施  
主体

都道府県・指定都市

想定  
人材

地域の方々、  
教師志望の学生をはじめとする大学生等幅広い人材

補助  
割合

国 1/3  
都道府県・指定都市 2/3

資格  
要件

自治体の定めによるが、  
基本的には特別な資格等は必要なし

補助対象  
経費

報酬、期末手当、補助金・委託費

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握を行っていることを前提とする。